資料１

三重県地域産業振興条例における検討事項

【検討事項】

１．「地域間の連携」について。

２．「国際的視点」について。

３．他条例との関係について

４．「産業の振興を計画的に推進」という文言について

５．「産業に携わる者の意見の反映」について

１．「地域間の連携」について

（１）検討事項

◎第１条（基本理念）において、「地域間の連携」という内容も規定すべきか。

【補足】

・規定する場合、「地域間の連携」としてどのような内容を想定するか。

・第１条において、「地域の特性を生かした活動」という文言があり、これに当該趣旨は含まれていると解することもできるか。

・新たな規定を設けるまではせず、逐条解説に当該趣旨を記す、という方法も考えられる。

・前文及び第６条にも規定すべきか。

（２）参考（三重県地域産業振興条例抜粋）

（基本理念）

第一条　地域における産業の振興は、環境と調和のとれた産業の持続的かつ多様な発展により快適で魅力ある地域社会が実現されることを基本とし、産業に携わる者及び産業の担い手となる者の能力が十分に発揮され、自らの創意工夫及び地域の特性を生かした活動が助長されることにより、地域における各々の産業の基盤の強化が図られることを旨として、行われなければならない。

「前文」

また、三重県は南北に長く、産業資源の蓄積の状況が地域により異なるため、県内一律の産業振興施策ではなく、地域の特性に応じた産業の振興を計画的に推進していくことが必要である。

（地域の特性に応じた産業の振興）

第六条　県は、前条の基本方針を勘案し、県内の各地域の特性に応じた産業の振興を、地域別に、効果的かつ計画的に推進するよう努めなければならない。この場合において、県は、地域の住民、市町、産業に携わる者等との協働に努めるものとする。

（３）検討事項を反映した改正例

（基本理念）

第一条　地域における産業の振興は、環境と調和のとれた産業の持続的かつ多様な発展により快適で魅力ある地域社会が実現されることを基本とし、産業に携わる者及び産業の担い手となる者の能力が十分に発揮され、自らの創意工夫~~及び~~並びに地域の特性及び地域間の連携を生かした活動が助長されることにより、地域における各々の産業の基盤の強化が図られることを旨として、行われなければならない。

２．「国際的視点」について

（１）検討事項

◎第５条（基本方針）において、「国際的視点」という内容も規定すべきか。

【補足】

・規定する場合、「国際的視点」としてどのような内容を想定するか。

・規定する場合、産業の種類を問わず、また、中小企業に限らないことでよいか。

（２）参考（他県の参考条例）

青森県中小企業振興基本条例及び大阪府中小企業振興基本条例においては、基本方針の中に、「中小企業の国際的視点に立った事業展開の推進（促進）」という規定がある。

◎青森県中小企業振興基本条例（平成１９年青森県条例第８５号）

（基本方針）

第七条　県は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。

一～七　（略）

<u>**八**　中小企業の国際的視点に立った事業展開の推進を図ること。</u>

◎大阪府中小企業振興基本条例（平成２２年大阪府条例第５７号）

（基本方針）

第四条　府は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業の振興に関する施策を実施するものとする。

一～五　（略）

<u>**六**　中小企業の国際的視点に立った事業展開の促進</u>

（３）検討事項を反映した改正例

（基本方針）

第五条　県は、次に掲げる産業の振興に係る基本方針に基づき、地域における産業の振興に関する施策を実施するものとする。

一～八　（略）

<u>**九**　国際的視点に立った事業展開を促進すること。</u>

２～３　（略）

３．他条例との関係について

（１）検討事項

◎「三重の森林づくり条例」、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」及び「みえの観光振興に関する条例」（以下「３条例」）との間に整理すべき課題がないか。（※（２）参考を参照）

◎第５条（基本方針）は、第１項において各産業に共通する事項の基本方針を規定し、第２項において農林水産業に特有の基本方針、第３項において農林水産業を除く産業に特有の基本方針を規定しているが、第１項における各産業に共通する事項の基本方針だけで充分であり、それぞれの産業に特有の事項は、３条例などの個別条例に任せてよいのではないか。

【補足】

・執行部は、時期、内容等は不明であるが、中小企業振興条例を制定する方向で検討するとしている。

（２）参考

ア．当委員会における執行部の発言

７月１３日の特別委員会における執行部からの聴き取り調査において、執行部から３条例は、三重県地域産業振興条例の枠内であるとの発言があった。

（委員会発言（※要約））

委員長　地域産業振興条例の枠を超えないという観点から条例は作成したのか。

執行部　（「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」について）齟齬がないように整理し、地域産業振興条例の理念を盛り込むことを意識しながら条例の作成を進めた。

執行部　（「みえの観光振興に関する条例」について）齟齬がないようにした。地域産業振興条例の理念が施策の推進につながるものと理解した次第である。

イ．考察

３条例とも三重県地域産業振興条例とは目的が異なり、明らかに矛盾又は不要といえる規定はないと思われる。例えば、三重県地域産業振興条例も含め３条例とも「人材の育成」の規定があり重複しているとも捉えられるが、明らかに矛盾又は不要とまではいえない。

三重県地域産業振興条例（平成 17 年三重県条例第 82 号）	三重の森林づくり条例（平成 17 年三重県条例第 83 号）	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例（平成 22 年三重県条例第 59 号）	みえの観光振興に関する条例（平成 23 年三重県条例第 34 号）
	（目的） 第一条　この条例は、三重の森林を守り、又は育てること（以下「三重のもりづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。	（目的） 第一条　この条例は、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等について、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定め、並びに県の責務、農業者等の役割等を明らかにすることにより、食を担う農業及び農村の活性化に関する施策等を総合的かつ計画的に推進し、もって県民生活の安定向上及び地域経済の健全な発展を図ることを目的とする。	（目的） 第一条　この条例は、本県の観光の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務、市町の役割等を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民生活の向上及び本県の経済の発展に寄与することを目的とする。
（基本方針） 第五条　県は、次に掲げる産業の振興に係る基本方針に基づき、地域における産業の振興に関する施策を実施するものとする。 一～三　（略） 四　産業を担うべき人材の育成及び働く場の確保を図ること。 五　研究開発の推進及びその成果の普及並びに研究開発に係る人材の育成を図ること。 六～八　（略） ２～３　（略）	（担い手の育成及び確保） 第十五条　県は、持続的に林業生産活動を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、普及その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	（食育を通じた県民と農業者等の相互理解の促進） 第二十三条　県は、県民と農業者等の相互理解の促進を図るため、家庭、学校、保育所、地域その他の様々な場所において、食育の推進に関する活動が地域の特性を生かしつつ展開されるよう、情報及び意見の交換の促進、人材の育成その他必要な施策を講ずるものとする。 ２～３　（略）	（観光の振興に寄与する人材の育成） 第十四条　県は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光事業に従事する者及び観光の振興に意欲を有する者の知識及び能力の向上等に必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

（３）検討事項を反映した改正例

（基本方針）

第五条　県は、次に掲げる産業の振興に係る基本方針に基づき、地域における産業の振興に関する施策を実施するものとする。

一　環境と調和のとれた産業活動の持続的な発展を促進すること。

二　産業の高付加価値化、経営の革新及び新たな産業の創出を促進すること。

三　地域の多様な資源、特性等を生かした生産活動を促進する事業環境の整備を図ること。

四　産業を担うべき人材の育成及び働く場の確保を図ること。

五　研究開発の推進及びその成果の普及並びに研究開発に係る人材の育成を図ること。

六　安全で安心な農林水産物及び製品等の生産を促進すること。

七　観光及びその関連産業の振興を図ること。

八　地域の自主的な取組による農山漁村、商店街等の活性化を促進すること。

~~２　農林水産業の振興に係る基本方針は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。~~

~~一　農林水産業が有する多面的機能が十分に発揮されるよう、環境と調和のとれた持続可能な農林水産業を促進すること。~~

~~二　県内で生産される農林水産物を県民が愛着を持って消費し、又は利用することを通じて、その需要の増進を図るとともに、地域が培ってきた生活文化への県民の理解を深めること。~~

~~３　農林水産業を除く産業の振興に係る基本方針は、第一項各号に掲げるもののほか、次に掲げるものとする。~~

~~一　自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性の高い事業を行う事業者の有機的な連携を促進し、産業の集積を図ること。~~

~~二　地域の振興に寄与し、又は地域の雇用の場の確保若しくは雇用機会の創出に資することが見込まれる企業の県内への立地を促進すること。~~

~~三　中小企業の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保に努めること。~~

４．「産業の振興を計画的に推進」という文言について

（１）検討事項

◎前文及び第６条（地域の特性に応じた産業の振興）において「産業の振興を計画的に推進」という文言が使用されおり、第２条（県の責務）において「産業の振興に関する施策を計画的に実施」という文言が使用されている。「施策を計画的」という文言はよいが、「振興を計画的」という文言は、地域産業の振興を県が主体的・画一的に進めるようなイメージを与えていないか。

（２）参考（三重県地域産業振興条例抜粋）

（県の責務）

第二条　県は、前条の基本理念にのっとり、地域における産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

２　（略）

（地域の特性に応じた産業の振興）

第六条　県は、前条の基本方針を勘案し、県内の各地域の特性に応じた産業の振興を、地域別に、効果的かつ計画的に推進するよう努めなければならない。この場合において、県は、地域の住民、市町、産業に携わる者等との協働に努めるものとする。

「前文」

また、三重県は南北に長く、産業資源の蓄積の状況が地域により異なるため、県内一律の産業振興施策ではなく、地域の特性に応じた産業の振興を計画的に推進していくことが必要である。

ここに、県内の地域経済を支える産業の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、地域の特性に応じた産業の振興を効果的かつ計画的に推進し、もって地域経済の健全な発展と県民生活の安定向上に寄与するため、この条例を制定する。

（３）検討事項を反映した改正例

（地域の特性に応じた産業の振興）

第六条　県は、前条の基本方針を勘案し、県内の各地域の特性に応じた産業の振興に関する施策を、地域別に、効果的かつ計画的に推進するよう努めなければならない。この場合において、県は、地域の住民、市町、産業に携わる者等との協働に努めるものとする。

５．「産業に携わる者の意見の反映」について

（１）検討事項

◎施策の作成に当たり、産業に携わる者の意見を反映させる内容の規定を設けたほうがよいか。

【補足】

・前文、第２条及び第６条において、「県と産業に携わる者との協働（協力)」とい文言があり、これに当該趣旨は含まれていると解することができる。

・新たな規定を設けるまではせず、逐条解説に当該趣旨を記す、という方法も考えられる。

・意見を反映させるのは、産業に携わる者だけでよいか。

（２）参考

ア．他県の参考条例

群馬県ものづくり・新産業創出基本条例及び神奈川県中小企業活性化推進条例においては、各種団体との協働の規定とは別に事業者の意見を反映する規定がある。

◎群馬県ものづくり・新産業創出基本条例（平成１３年条例第２７号）

（地域、産業界、大学等との協働）

第十二条　県は、ものづくり産業の振興及び新産業の創出に関する施策の実施に当たっては、地域、産業界、大学等との協働により、効果的な施策の実施に努めるものとする。

（意見の反映）

第十三条　県は、ものづくり産業の振興及び新産業の創出に関する施策の適正な立案及び実施に資するため、産業界、大学等の関係者で構成する会議の設置その他事業者及び労働者の意見を当該施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

◎神奈川県中小企業活性化推進条例（平成２０年条例第４６号）

（基本的施策）

第 11 条　県は、基本理念に基づいて、次に掲げる施策を実施する。

（１）～（２）　（略）

（３）　産業の集積及び外国との経済交流の促進を図るとともに、大企業の人材及び技術並びに大学等の知的財産等を中小企業者が活用するための環境整備を通じて、中小企業者、大企業者及び大学等の連携の強化を促進すること。

（４）～（６）　（略）

（中小企業者等の意見の反映）

第 16 条　県は、中小企業の振興に関する施策に、中小企業者、中小企業に関する団体等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

イ．三重県地域産業振興条例抜粋

「前文」

このような事態に対し、県民、産業に携わる者、市町及び県が協働することを通じて三重県の将来を支える産業を力強く振興していくことにより、これからの時代を担う若者が地域の将来について希望を抱くことのできる活力のある地域社会を実現していかなければならない。

（県の責務）

第二条　（略）

２　県は、地域における産業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体、産業に携わる者、研究機関、地域住民等との相互の緊密な連携協力に努めなければならない。

（地域の特性に応じた産業の振興）

第六条　県は、前条の基本方針を勘案し、県内の各地域の特性に応じた産業の振興を、地域別に、効果的かつ計画的に推進するよう努めなければならない。この場合において、県は、地域の住民、市町、産業に携わる者等との協働に努めるものとする。

（３）検討事項を反映した改正例

（地域の特性に応じた産業の振興）

第六条　県は、前条の基本方針を勘案し、県内の各地域の特性に応じた産業の振興を、地域別に、効果的かつ計画的に推進するよう努めなければならない。この場合において、県は、地域の住民、市町、産業に携わる者等との協働及び産業に携わる者の意見の施策への反映に努めるものとする。

※前文は抽象的な規定であり、また、第２条は「県の責務」を宣言的に述べたものであるのに対し、第６条は県の具体的な努力義務の内容について規定したものであることから、第６条のみの改正案とした。